

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年8月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500188 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500107 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 43 年 3 月 21 日、喪失年月日を昭和 44 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 43 年 3 月から昭和 44 年 3 月までの標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 43 年 3 月 21 日から昭和 44 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から昭和 44 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間について A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。当時、私は、「B」と名乗っており、出産のために同社を退職し、健康保険から出産に関する給付を 4 万円ほど受けたことを覚えている。請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「私は、A 社に勤務した時は、B と名乗っていた。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者と同一の生年月日で、「B」名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 43 年 3 月 21 日、資格喪失日は昭和 44 年 4 月 1 日）が確認できる。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の主張どおり出産に関する現金給付記録が確認できる。

さらに、請求者が記憶している同僚は、請求者のタイムカードが B と記載されていたことを覚えていることと、請求者から「本当は C（請求者の名）という名前だが、B と名乗っている。」と聞いた旨の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は、請求者の記録であると認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年3月21日、喪失年月日を昭和44年4月1日とすることが必要である。

なお、昭和43年3月から昭和44年3月までの標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和41年11月1日から昭和43年3月20日までの期間について、A社は既に解散している上、当時の事業主及び支配人も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者の勤務開始時期は分からない旨の陳述をしている。

さらに、事業所名は不明であるが、請求者と同一の生年月日で、「B」の雇用保険記録が確認でき、その資格取得日は、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、請求者の昭和41年11月1日から昭和43年3月20日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として昭和41年11月1日から昭和43年3月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500064号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500111号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年3月31日から昭和49年4月1日に訂正し、昭和49年3月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社を昭和49年3月31日付けで退職する旨の退職届を提出したが、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失日が退職日と同日とされている。同社の保険料額等が確認できる昭和49年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された事業所別被保険者名簿、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」及び請求者から提出された厚生年金基金に係る資料によると、いずれも資格喪失日は昭和49年3月31日とされていることが確認でき、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失日と一致している。

しかし、雇用保険の記録によると、請求者が昭和49年3月31日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の同僚及びC社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社からA社に出向していたとする経理担当者は、厚生年金保険料控除について、当月控除である旨の回答をしているところ、請求者から提出された昭和49年分給与所得の源泉徴収票によると、請求者は、標準報酬月額8万6,000円に基づく3か月分の厚生年金保険料を控除されていたことが推認できることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、上記給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和52年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、事業主からは、昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、事業主が資格喪失年月日を昭和49年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500182号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年1月13日から同年9月1日まで

私は、C社を退職後すぐにA社に入社し、当初は試用期間として、D業務などに従事した。請求期間について、被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録によると、入社前職歴欄に、「S37.12～A社臨時工」と記載されていることから、請求者が請求期間において同社で臨時工として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該人事記録の昭和38年9月1日の当社歴欄には、「社員に採用する。」と記載されている上、請求者の退職所得の源泉徴収票にも、就職年月日欄に「38年9月1日」と記載されていることが確認できる。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和38年9月1日資格取得、平成12年3月31日離職となっており、請求期間に係る加入記録はない。

さらに、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社は、「当時の資料を確認できず不明です。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500184号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月21日から同年5月20日まで

請求期間について、A社が経営するC店で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚の回答により、期間は特定できないものの請求者が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、既に死亡している上、B社の担当者は、資料がなく分からない旨陳述しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間当時にA社における雇用保険の加入記録について、厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚については確認できるものの、請求者の記録は確認できない。

さらに、請求者が請求期間当時のA社の同僚として6人の姓又は姓名を記憶しているところ、そのうちの1人については、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により同社における厚生年金保険の被保険者として記録が確認できるものの、残りの5人については、同社における被保険者記録が確認できないことから、同社は当時、すべての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500162号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年11月1日から同年12月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社での資格取得日が昭和58年12月1日となっているが、同年11月にはC職として入社していたので、昭和58年11月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る人事記録によると、請求者の同社B支社における採用日は昭和58年8月1日、登録抹消日は昭和59年3月8日と記載されていることから、請求者は、請求期間において、同社B支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者は昭和58年11月末日までは研修期間であり、厚生年金保険の資格取得日は昭和58年12月1日である旨回答している上、同社から提出された請求者に係る「厚生年金保険料徴収台帳」により確認できる資格取得年月日及び標準報酬月額記録は、厚生年金保険被保険者原票と一致する。

また、請求期間において、A社B支社にC職として勤務していた複数の同僚は、i) 入社してすぐの厚生年金保険の記録はない、ii) 入社して3か月程度は研修期間であり、研修期間は厚生年金保険被保険者ではなかった旨を回答しており、請求者についても同様の取扱いであったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500164号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500112号

第1 結論

昭和61年8月19日から昭和63年1月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和63年11月1日から平成元年3月1日までの請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年8月19日から昭和63年1月1日まで
② 昭和63年11月1日から平成元年3月1日まで

A社で請求期間①のうちの1年間くらい勤務しており、B社で請求期間②のうちの1か月間くらい勤務していたが、私の厚生年金保険被保険者記録には両社共に記録がない。給料から厚生年金保険料が事業主により控除されていたと思うので、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、C社の部品の配送業務をしていたと陳述しており、当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、同社ではC社の部品の配送業務をしていた従業員が複数いた旨を陳述する同僚がいる。

しかしながら、請求者は、給与明細書等の資料を保管していない上、請求者のA社に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の勤務について回答が得られない上、同社は、請求期間①の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

請求期間②について、請求者は、短期間の勤務のため仕事内容及び勤務形態について具体的な記憶がない旨陳述している上、給与明細書等の資料を保管しておらず、請求者のB社に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、請求期間②にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の勤務について回答が得られない上、同社は、当該期間の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500186号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500113号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年4月5日から同年11月10日まで

私のA社における標準報酬月額は、昭和47年4月から同年7月までは4万5,000
円、昭和47年8月から同年10月までは6万4,000円とされているが、昭和47年4
月の初任給は5万5,000円であったので昭和47年4月から同年7月までは5万5,000
円に見合う標準報酬月額に、昭和47年5月から同年7月までは販売実習期間で給与
は8万5,000円であったので昭和47年8月から同年10月までは8万5,000円に見合
う標準報酬月額となるはずであるので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当時の給与明細票を保管していない上、B社は、請求者の請求期間に係る
給与支給額及び保険料控除額が分かる給与明細票等の資料を保管していない旨の回答
をしている。

また、請求者と同日の昭和47年4月5日にA社において厚生年金保険被保険者資格
を取得し、請求者と同様に標準報酬月額が資格取得時は4万5,000円、昭和47年8月
に6万4,000円に改定されている複数の同僚から提出された請求期間に係る給与明細票
において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の
標準報酬月額と一致している。

さらに、B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知
書」に記載された標準報酬月額、同社から提出された昭和47年8月の報酬月額算定基
礎届に係る資料に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額及び請求者のA社に係る
厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致している
上、当該厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録は、遡って訂正されるなどの
不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連
資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚

生年金被保険者として請求期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。